

○商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税課税免除取扱要綱

平成29年7月1日

津山市告示第101号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項及び津山市税賦課徴収条例（昭和30年津山市条例第3号。以下「条例」という。）第80条第1号の規定により課税免除とする商品であって使用しない軽自動車等（同条例第79条第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第73条第1項の車両番号標を表示している軽自動車等に対する課税免除の対象範囲及びその手続について、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の要件)

第2条 軽自動車税の課税免除の対象は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 所有者の要件

ア 中古自動車を販売することを業とする者で、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する古物商の許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車及び同条第5号の自動二輪車を取り扱う者（以下「販売業者」という。）であること。

イ 課税免除の申請時において、市税を完納していること。

(2) 軽自動車等に関する要件

ア 申請年度の4月1日（以下「賦課期日」という。）現在において販売業者が商品として所有し、取得時の走行距離数と賦課期日の走行距離数との差が100キロメートル未満の車両（申請年度の前年の4月2日以降に当該販売業者が取得したものに限り、原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く。）であること。

イ 法第16条の規定により帳簿等（同条に規定する帳簿等をいう。以下同じ。）に記載し、又は電磁的方法により記録し、かつ、販売を目的として市内に保有し、現に展示しているものであること。

ウ 販売業者が、取得後に道路運送車両法第59条第1項の新規検査又は同法第62条第1項の継続検査を受けていないものであること。

エ 賦課期日現在において、自動車検査証の所有者及び使用者の名義が、課税免除を受けようとする販売業者と同一の名義であること。

(課税免除の申請)

第3条 賦課期日現在において所有する軽自動車等の軽自動車税の課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津山市軽自動車税課税免除申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、賦課期日の属する年度の4月10日までに市長に提出するものとする。

- （1） 法第5条第2項に規定する古物商の許可証の写し
- （2） 自動車検査証の写し
- （3） 法第16条の規定により帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録したものの写し（課税免除を受けようとする軽自動車等に係るものであって、取得時の走行距離数のかわるもの）
- （4） 展示していることが分かる写真（車両番号の確認ができるもの）及び賦課期日現在の走行距離数が分かる写真
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（課税免除の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、課税免除の適否を決定し、津山市軽自動車税課税免除決定通知書又は津山市軽自動車税課税免除却下通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において必要と認めるときは、実態調査を行うものとする。
（課税免除の取消し）

第5条 市長は、課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、課税免除の全部又は一部を取り消し、津山市軽自動車税課税免除取消通知書により申請者に通知するものとする。

- （1） 不正な手段により課税免除を受けたとき。
 - （2） 前号に掲げるもののほか、市長が課税免除の決定を取り消すことが必要であると認めたとき。
- （その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、軽自動車等に対する課税免除の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

津山市軽自動車税課税免除申請書

津山市長 殿

申請者 住所又は所在地
名 称 及 び
代表者氏名 ⑨
電話番号
古物商許可番号

次の車両については、 年 4 月 1 日現在、商品であって使用しない軽自動車等に該当するので、商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税課税免除取扱要綱第 3 条の規定により、課税免除を申請します。また、審査に当たっては、申請者の納付状況、車両の現地調査、販売伝票等の確認、当該免除申請に係る車両の売買、販売等に係る一切の書類及び電磁的方法により記録したものを徴税吏員が調査し、又は確認することに同意します。

番号	車両番号	取得年月日	取得時の走行距離 (A)	4 月 1 日現在の走行距離 (B)	差引走行距離 (A) - (B)	主たる定置場 (展示場所)
1		年 月 日	k m	k m	k m	
2		年 月 日	k m	k m	k m	
3		年 月 日	k m	k m	k m	
4		年 月 日	k m	k m	k m	
5		年 月 日	k m	k m	k m	

添付書類

- (1) 古物商の許可証の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録したものの写し（課税免除を受けようとする軽自動車等に係るものであって、取得時の走行距離数のかわるもの）
- (4) 展示していることが分かる写真（車両番号の確認ができるもの）及び賦課期日現在の走行距離数が分かる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの